

川越市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成29年1月16日 午後3時30分
- 3 閉 会 平成29年1月16日 午後4時10分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲
- 5 欠席委員 原田由美
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長根岸督好、学校教育部長佐野 勝、教育総務部副部長兼地域教育支援課長長谷部洋志、教育総務部参事兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼学校管理課長福島正美、学校教育部参事兼教育指導課長中野浩義、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、中央公民館長安藤初代、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中信、学校給食課長岸野泰之、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成28年度第10回定例会会議録を承認し、平成28年度第11回臨時会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第一議案第36号 川越市立博物館協議会委員を委嘱することについて
(非公開)

教育長

議案第37号及び議案第38号は関連のある議案であることから、一括での説明をお願いしたい。

日程第2議案第37号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

日程第3議案第38号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

副部長兼学校管理課長

埼玉県立高等学校管理規則の一部が改正されたことを踏まえ、本市における規定の整備を行うため、川越市立小・中学校管理規則及び川越市立高等学校管理規則の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、川越市立小・中学校管理規則及び川越市立高等学校管理規則の休暇の承認に係る条項に介護時間に係る規定を加える等、規定の整備を行ったものである。

次に議案第38号は、埼玉県立学校職員服務規程の一部が改正されたことを踏まえ、本市の市立学校職員における服務に係る規定の整備を行うため、川越市立学校

職員服務規程の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、本規程の休暇に係る条項に新たに介護時間に係る規定を、様式に介護休暇簿を加える等、職員が介護を行うための休暇等に係る規定及び様式の整備を行うとともに育児休業等の対象となる範囲の拡大に伴う規定及び様式の整備を行ったものである。

なお、本規則及び規程の施行については公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用したものである。

本来、教育委員会規則その他教育委員会の規程の制定又は改廃を行うためには、教育委員会の議決により決裁しなければならない事項であるが、緊急に処理する必要がある、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

委員

今まで介護休暇を利用した実績があるのか伺いたい。

副部長兼学校教育部長

過去5年間における市立小・中学校・特別支援学校の教職員における介護休暇の取得人数は、平成23年度が2人、平成24年度が3人、平成25年度が2人、平成26年度が2人、平成27年度が1人である。なお、市立川越高等学校においては、過去5年間に介護休暇を取得した者はいない。

委員

担任をしている教員が介護休暇を取得した場合における支援体制について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

担任をしている教員が介護休暇を取得した場合には、学校内の教員で調整可能か検討し、学校内での調整が難しい場合には、臨時的な教員を配置して対応することが可能である。

委員

管理職が介護休暇を取得した場合における責任体制はどのようになるのか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

今まで管理職が、介護休暇を取得した実績はない。仮に校長が介護休暇を取得する場合には、教頭が校長の代わりを担うことになる。一般の教員が介護休暇を取得する場合には、臨時的な教員を配置することで対応可能であるが、校長の場合は代わりを担う職員がいないため、教頭を中心に責任体制を担っていくことになる。

委員

校長が介護休暇を取得した場合には、教頭が校長の代わりを担うことになるが、重大事故について教頭の判断が難しい場合に教育委員会に相談し、判断をすること

になるのか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

その場合には、教頭が校長に相談して対応をすることになる。それでも判断が難しい場合には、教育委員会も関わりながら対応していくことになる。

委員

休暇を取得することは良いことだが、休暇を取得した場合における責任体制を明確にし、円滑な学校運営に支障が出ない体制づくりを構築してもらいたい。

教育長

今回の改正では、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴い規定及び様式の整備を行ったが、子の範囲がどのように拡大されたのか説明願いたい。

副部長兼学校管理課長

これまでは子の範囲が法律上の子である実子及び養子のみを対象としていたが、今回の改正により職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者、児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者、児童福祉法の規定により養子縁組によって養親となることを希望している職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親として当該職員に委託されている者、を含むことになった。

委員

実際にそのような例はあったのか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

現時点では、このような例はないが、今後、このような職員が出てくる可能性もあることから適切に対応したものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 市内中学生傷害事件に係る訴訟について

(非公開)

11 その他

(1) 議事に先立ち教育長から、議案第36号については、人事に関する情報であり、報告事項(1)は個人に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、報告事項(1)は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校教育部副部長兼学校管理課長、学校教育部参事兼教育指導課長、教育総務課長）のみによる審議とすることに決定した。

(2) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、長谷川委員が指名された。

(3) 次回教育委員会は平成29年2月14日（火）午後2時開催に決定した。